

平成二十三年七月二十九日（号外第一六六号）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十号（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件）

（原稿誤り）

二	下	終わりから 一	サン-1-イルアミンの反応生成物	サン-1-イルアミンの反応生成物（分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1% 以下であるものに限る。）
三	下	終わりから 一一一	ルエーテル化物)] の反応生成物	ルエーテル化物)] の反応生成物（水及び酸に不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1% 以下であるものに限る。）
四	上	終わりから 一七	鉛塩	鉛塩（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1% 以下であるものに限る。）
〃	下	終わりから 五	1-オール付加物	1-オール付加物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が 1% 以下であるものに限る。）
七	下	終わりから 一	ト・スチレン共重合物の部分亜鉛塩	ト・スチレン共重合物の部分亜鉛塩（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）